



金沢市公報

第 2 4 7 2 号

平成17年(2005年)2月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更に ついて (広域行政推進課)	1
証明書の交付等に係る事務の相互委託につ いて (市 民 課)	2
住民票の職権消除について (")	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について(")	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (保健推進課)	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について (")	4
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	4
道路の供用の開始について (")	5
犀川左岸下水道協議会の規約の変更について (企業総務課)	5
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境保全課)	5

都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて (都市計画課)	5
武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発組合の設立認 可に係る事業計画の縦覧について(再 開 発 課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (区画整理課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	8
金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	9
選挙管理委員会告示 選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	9
在外選挙人名簿から抹消した者について (")	9
公営企業告示 公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課)	9
公営企業公告 指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	10

告 示

●金沢市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定により、石川中央広域市町村圏協議会を設ける市町村の数を減少し、これに伴い当該協議会の規約の一部を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

石川中央広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約

石川中央広域市町村圏協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「掲げる市町村」を「掲げる市町」に、「関係市町村」を「関係市町」に、「金沢市 松任市 かほく市 津幡町 野々市町 鶴来町 美川町 内灘町 鳥越村 白峰村 吉野谷村 尾口村 河内村」を「金沢市 白山市 かほく市 津幡町 野々市町 内灘町」に改める。

第6条中「13人」を「6人」に改める。

第8条第1項中「関係市町村」を「関係市町」に、「属する市町村」を「属する市町」に改める。

第13条第1項中「各関係市町村別」を「各関係市町別」に、「関係市町村長」を「関係市町の長」に改め、同条第2項中「関係市町村」を「関係市町」に、「当該市町村長」を「当該市町の長」に改める。

第18条第1項中「各関係市町村」を「各関係市町」に改め、同条第2項中「各関係市町村が」を「各関係市町が」

に、「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改め、同条第3項中「各関係市町村」を「各関係市町」に改める。

第20条第3項中「各関係市町村」を「各関係市町」に改める。

第21条中「関係市町村長」を「関係市町の長」に改める。

第24条第2項中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改める。

第26条第1項中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改め、同条第2項中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に、「定める市町村」を「定める市町」に、「関係市町村長」を「関係市町の長」に改める。

第27条(見出しを含む。)中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改める。

第29条第1項中「各関係市町村」を「各関係市町」に改め、同条第2項中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改める。

第30条第2項中「各関係市町村長」を「各関係市町の長」に改める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

●金沢市告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、証明書の交付等に係る事務(以下「事務」という。)を相互に委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

なお、金沢市と松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村との間の証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成13年告示第58号)及び当該規約に基づく事務の相互委託は、廃止しました。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

1 事務を相互に委託する年月日

平成17年2月1日

2 本市と事務を相互に委託する市名

白山市

3 相互委託に関する規約

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 金沢市(以下「甲」という。)と白山市(以下「乙」という。)とは、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を相互に委託する。

(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民が甲において行う次に掲げる証明書等の交付の請求の受付及び交付

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 印鑑登録証明書

ウ 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定による登録が行われていることを証する登録原票記載事項証明書

(2) 甲の区域内に本籍を定める者が乙において、又は乙の区域内に本籍を定める者が甲において行う次に掲げる証明書等の交付の請求の受付及び交付

ア 住民基本台帳法第20条に規定する戸籍の附票の写し

イ 身分証明書

ウ 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項に規定する戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第117条の4第1項に規定する磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

(3) 前2号に関連する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市(以下「委託市」という。)の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、事務の委託を受ける市(以下「受託市」という。)の負担とする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、受託市の収入とする。

(経費の精算)

第5条 受託市は、前条の収入の額が第3条の経費の額を超えるときは、甲乙双方の長が協議して定める金額を委託市に納付するものとする。

(予算の計上)

第6条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 受託市の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲乙双方の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定等の場合の措置)

第9条 委託市の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の制定、改正又は廃止をしたときは、直ちにその旨を受託市の長に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙双方の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

●金沢市告示第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成17年1月18日に職権で削除したので、同条第4項の規定により告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市西金沢4丁目134番地1	荒 木 勇 治	男	昭和25年11月11日

●金沢市告示第18号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
独立行政法人 国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	眼科	大 倉 陽 子	平成16年12月27日
金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	外科	小 西 一 朗	平成16年12月27日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	中 村 健 一	平成16年12月27日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	耳鼻咽喉科	月 岡 房 江	平成16年12月27日
国立大学法人 金沢大学 医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	角 野 佳 史	平成16年12月27日
国立大学法人 金沢大学 医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	小 中 弘 之	平成16年12月27日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	内科	柳 昌 幸	平成16年12月27日

金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	森 永 敏 生	平成16年12月27日
---------	---------------	------	---------	-------------

●金沢市告示第19号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
国立大学法人 金沢大学 医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	濱 田 敏 夫	平成12年3月31日
国立大学法人 金沢大学 医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	江 川 雅 之	平成16年9月30日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	川 北 剛	平成16年9月30日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	廣 野 正 明	平成16年9月30日

●金沢市告示第20号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所在地	開設者	指定年月日
アイビー薬局	金沢市入江2丁目232番地	北 嶋 里 香	平成16年12月21日

●金沢市告示第21号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があったので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
アイビー薬局	金沢市入江2丁目232番地	北 嶋 浩 成	平成16年12月20日
キタジマ薬局	金沢市問屋町2丁目64番地	北 嶋 浩 成	平成16年12月31日
牛村医院	金沢市野町2丁目2番12号	牛 村 繁 男	平成17年1月31日

●金沢市告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年2月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
二級幹線	2級幹線336号北袋・湯涌線	湯涌田子島町 イ 114番5先から	旧	7.5～14.5	78
		湯涌田子島町 イ 117番1先まで	新	7.5～16.9	77
一般市道	準幹線549号銚子・袋板屋町線	銚子町 ト 205番2先から	旧	5.6～6.8	280
		銚子町 イ 2番3先まで	新	7.0～9.0	280
一般市道	準幹線562号東蚊爪・大場線	東蚊爪町 466番1先から	旧	7.2～8.2	550
		東蚊爪町 483番1先まで	新	11.0～15.0	550
一般市道	富樫15号窪2丁目線3号	窪2丁目 24番 先から	旧	1.6～2.8	34
		窪2丁目 17番 先まで	新	1.6～10.0	33
一般市道	富樫15号窪2丁目線7号	窪2丁目 18番 先から	旧	1.5～1.7	13
		窪2丁目 17番 先まで	新	1.5～6.0	13

●金沢市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年2月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
2級幹線336号北袋・湯涌線	湯涌田子島町イ114番5先から湯涌田子島町イ117番1先まで	平成17年2月1日

●金沢市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定により、犀川左岸下水道協議会から鶴来町を脱退させ、白山市を加入させるとともに、当該協議会の規約の一部を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

犀川左岸下水道協議会規約の一部を変更する規約
犀川左岸下水道協議会規約の一部を次のように変更する。
第1条及び第3条中「鶴来町」を「白山市」に改める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成17年1月21日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
49	株式会社 クリーンテックサービス	金沢市専光寺町レ4番地13

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間

満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間
金沢都市計画 高度地区	金沢市青草町、暁町、油車、粟崎町1丁目、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町3番丁、池田町4番丁、池田町立丁、泉野出町1丁目、泉野出町2丁目、泉野出町3丁目、泉野出町4丁目、泉野町1丁目、泉野町2丁目、泉野町5丁目、泉本町2丁目、糸田1丁目、茨木町、上野本町、畝田東1丁目、鱗町、永安町、駅西新町1丁目、枝町、円光寺1丁目、円光寺本町、大手町、大野町1丁目、大野町2丁目、大野町3丁目、押野3丁目、尾張町1丁目、柿木島、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞本町1丁目、笠舞本町2丁目、主計町、片町1丁目、金石西2丁目、金石西3丁目、金石西4丁目、金石東2丁目、金石東3丁目、上荒屋2丁目、上荒屋3丁目、上荒屋4丁目、上荒屋6丁目、上荒屋7丁目、上荒屋8丁目、上近江町、上柿木島、押野2丁目、押野3丁目、川岸町、兼六元町、香林坊1丁目、幸町、桜町、里見町、材木町、下石引町、下近江町、下柿木島、下堤町、下本多町5番丁、下本多町6番丁、下松原町、新神田1丁目、新竪町3丁目、新保本1丁目、新保本2丁目、十間町、十三間町、十三間町中丁、城南1丁目、城南2丁目、杉浦町、田井町、高島町、竪町、玉井町、玉鉾3丁目、玉鉾5丁目、玉鉾町、大工町、寺町2丁目、東力1丁目、東力3丁目、東力4丁目、富樫1丁目、富樫2丁目、富樫3丁目、飛梅町、長坂2丁目、西金沢3丁目、西金沢4丁目、西金沢5丁目、西町3番丁、西町4番丁、西町藪ノ内通、額新保2丁目、額新保3丁目、額新町1丁目、額新町2丁目、花里町、博労町、広坂1丁目、伏見新町、平和町1丁目、保古2丁目、保古町、馬替3丁目、水溜町、三口新町、三口新町2丁目、三口新町4丁目、三ツ屋町、緑が丘、南御所町、元町1丁目、矢木1丁目、矢木2丁目、柳町、弥生3丁目、弓取町、八日市1丁目、八日市2丁目、八日市3丁目、八日市4丁目、八日市5丁目、横川1丁目、横川2丁目、横川4丁目、横山町、米丸町及び涌波3丁目の全部並びに赤土町、浅野本町、浅野本町1丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、荒屋1丁目、荒屋町、有松1丁目、有松2丁目、有松3丁目、有松4丁目、有松5丁目、粟崎町、粟崎町2丁目、粟崎町3丁目、粟崎町4丁目、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町4丁目、泉野町6丁目、泉本町1丁目、泉本町3丁目、泉本町4丁目、出雲町、糸田2丁目、糸田新町、今昭町、今町、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、畝田中1丁目、畝田中2丁目、畝田中3丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田西4丁目、畝田東2丁目、畝田東3丁目、畝田町、梅田町、駅西新町2丁目、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町6丁目、円光寺2丁目、円光寺3丁目、扇町、大桑新町、大桑町、大友1丁目、大友2丁目、大友町、大額1丁目、大額2丁目、大額3丁目、大額町、大野町4丁目、大野町5丁目、大野町6丁目、大野町7丁目、大樋町、大河端町、押野1丁目、押野2丁目、尾山町、尾張町2丁目、笠市町、笠舞3丁目、	金 沢 市 都市整備部 都市計画課	平成17年2月 1日から同月 15日まで

春日町、堅田町、片町2丁目、桂町、金市町、金石北1丁目、金石北2丁目、金石北3丁目、金石北4丁目、上荒屋1丁目、上荒屋5丁目、上辰巳町、上中町、神野町、上安原町、上安原南、神谷内町、上若松町、観音堂町、観法寺町、菊川1丁目、菊川2丁目、木倉町、木越1丁目、木越2丁目、木越3丁目、北塚町、北森本町、北安江3丁目、北安江4丁目、北安江町、木の新保7番丁、京町、窪2丁目、窪3丁目、窪4丁目、窪5丁目、窪6丁目、窪7丁目、黒田2丁目、香林坊2丁目、小金町、小坂町、小将町、小立野1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、小立野5丁目、此花町、小橋町、古府町、御所町、御所町2丁目、西念1丁目、西念2丁目、西念3丁目、西念4丁目、佐奇森町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、三社町、三十苅町、四万3丁目、四万4丁目、四万5丁目、四万6丁目、しじま台1丁目、しじま台2丁目、四万町、昌永町、昭和町、白菊町、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、新保本5丁目、寺中町、十一屋町、神宮寺1丁目、神宮寺町、末町、千木1丁目、千木町、専光寺町、千日町、太陽が丘1丁目、高尾1丁目、高尾2丁目、高尾3丁目、高岡町、高尾台1丁目、高尾台2丁目、高尾台3丁目、高尾台4丁目、高尾町、高尾南1丁目、高尾南2丁目、高尾南3丁目、高畠1丁目、高畠2丁目、高畠3丁目、高柳町、宝町、田上1丁目、田上新町、田上町、辰巳町、玉川町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾4丁目、大和町、近岡町、中央通町、塚崎町、土清水1丁目、土清水2丁目、土清水3丁目、寺地1丁目、寺地2丁目、寺町1丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、天神町1丁目、天神町2丁目、東力町、直江町、中川除町、中村町、長坂1丁目、長坂3丁目、長坂台、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和台、鳴和町、西泉1丁目、西泉2丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西大桑町、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、錦町、二宮町、額乙丸町、額新保1丁目、額谷1丁目、額谷3丁目、額谷町、野田町、野町1丁目、野町2丁目、野町3丁目、野町4丁目、橋場町、光が丘1丁目、光が丘2丁目、光が丘3丁目、東兼六町、東長江町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、疋田1丁目、疋田2丁目、疋田町、彦三町1丁目、彦三町2丁目、久安1丁目、久安2丁目、久安3丁目、久安4丁目、久安5丁目、久安6丁目、瓢箪町、広岡1丁目、広岡2丁目、広岡3丁目、福久町、福増町、伏見台1丁目、伏見台2丁目、伏見台3丁目、普正寺町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江北4丁目、二ツ屋町、平和町2丁目、平和町3丁目、法光寺町、芳齊1丁目、芳齊2丁目、法島町、保古1丁目、保古3丁目、堀川町、本多町1丁目、本多町2丁目、本多町3丁目、本町1丁目、本町2丁目、馬替2丁目、間明町1丁目、間明町2丁目、増泉1丁目、松寺町、松村1丁目、松村2丁目、松村4丁目、松村5丁目、松村6丁目、松村7丁目、松村町、大豆田本町、丸の内、三池町、三浦町、御影町、三口新町1丁目、三口新町3丁目、三口町、みどり1丁目、みどり2丁目、みどり3丁目、南四万1丁目、南四万2丁目、南四万3丁目、南新保町、南塚町、南森本町、南安江町、弥勒町、三馬1丁

目、三馬2丁目、三馬3丁目、武蔵町、無量寺町、本江町、元町2丁目、百坂町、森戸2丁目、森山1丁目、森山2丁目、諸江町、矢木3丁目、薬師堂町、安江町、柳橋町、山科1丁目、山科2丁目、山科3丁目、山の上町、弥生1丁目、弥生2丁目、八日市出町、横川3丁目、横川5丁目、横川6丁目、横枕町、吉原町、米泉町、六枚町、若草町、若松町、涌波1丁目、涌波2丁目、涌波4丁目、涌波町及び割出町の各一部		
---	--	--

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第16条第1項の規定により、石川県知事から武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発組合の設立認可に係る事業計画の縦覧の通知を受けたので、当該事業計画を公衆の縦覧に供するため、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、当該事業に係る土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、平成17年3月1日までに、石川県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

1 縦覧期間

平成17年2月2日から同月15日まで

2 縦覧場所

金沢市武蔵町14番31号

金沢市都市整備部再開発課近江町市場再整備事務所

3 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市八日市出町土地区画整理組合	平成8年2月9日から平成19年3月31日まで	金沢市八日市出町、新保本5丁目及び西金沢3丁目の各一部	金沢市八日市出町577番地	平成8年2月1日	事業施行期間の変更 (変更前) 平成8年2月9日から平成17年3月31日まで (変更後) 平成8年2月9日から平成19年3月31日まで	平成17年1月27日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
金沢市八日市出町土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備部定住促進局区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年2月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町2丁目2番23号 ^{ますやま}益山 ^{とよひで}豊秀 ほか886人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年2月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、^{にしの}西野 ^{けいこ}恵子 ほか1人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成17年2月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成17年2月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成17年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上町、田上1丁目及び田上2丁目のそれぞれ一部
 - (2) 大桑第三土地区画整理事業地及び野田土地区画整理事業地のそれぞれ一部
 - (3) 三口町、東蚊爪町、無量寺町、堅田町、金沢西部第二土地区画整理事業地及び木曳野土地区画整理事業地のそれぞれ一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地

- 名称 西部水質管理センター
 (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 位置 金沢市湊3丁目5番地8
 名称 臨海水質管理センター
 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
 分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成17年2月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成17年2月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
459	株式会社 新日本住設	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟14階

平成17年(2005年)2月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)2月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 100円	印刷所	(株) 共 栄